

粉じん計較正基準適合性確認規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本作業環境測定協会（以下「協会」という。）が実施する粉じん濃度測定のための相対濃度指示方式による測定機器（以下「粉じん計」という。）の較正基準（平成21年3月31日付け基発第0331041号「相対濃度指示方式による測定機器の較正基準について」に規定する較正基準をいう。以下「較正基準」という。）への適合性の確認（以下「較正基準適合性確認」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(較正基準適合性確認の申請)

第2条 粉じん計の較正基準適合性確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、確認を受けようとする粉じん計の型式ごとに様式第1号による粉じん計較正基準適合性確認申請書並びに較正基準適合性確認の対象となる型式の5台の粉じん計及び1台の基準器を協会に提出しなければならない。

(較正基準適合性確認試験)

第3条 協会は、前項の申請を受理したときは、較正基準への適合性を確認するための試験（以下「較正基準適合性確認試験」という。）を実施するものとする。

- 2 較正基準適合性確認試験の手順及び方法は、相対濃度計較正業務規程第3条に従うこととする。
- 3 前項の較正基準適合性確認試験は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の24の4第1項第3号の要件に該当する較正員が行うものとする。
- 4 粉じん計の較正基準適合性確認試験は、申請のあった型式の粉じん計の5台のすべてについて実施するものとする。
- 5 協会は、前項の粉じん計の5台のすべてが較正基準に適合する場合は、申請のあった粉じん計の型式について較正基準適合性を確認したものとし、それ以外の場合は、較正基準適合性を確認できなかったものとする。

(較正基準適合性確認試験の結果の通知)

第4条 協会は、前条第5項により、申請のあった粉じん計の型式の較正基準適合性の確認を行った場合にあっては様式第2号により確認を行った旨を、粉じん計の較正基準適合性の確認ができなかった場合にあっては様式第3号により確認ができなかった旨を、それぞれ申請者に対して、通知するものとする。

2 協会は、前項の通知書と併せて様式第4号により、較正基準適合性確認の対象とした型式の5台の粉じん計の試験成績表を交付するものとする。

なお、同様式に適合しない機種の場合は、適宜調整した上で交付するものとする。

(較正基準適合性確認試験の実施場所)

第5条 粉じん計の較正基準適合性確認試験は、東京都墨田区両国4丁目38番3号の協会精度管理センターにおいて実施するものとする。

(較正基準適合性確認の手数料)

第6条 申請者は、手数料として、21万6000円(税込)を協会に納付しなければならないものとする。

2 申請者は、前項の手数料を協会が指定する銀行等への振込みにより、協会に納付しなければならないものとする。

3 前項の振込みに要する費用は、申請者の負担とするものとする。

(粉じん計等の返却)

第7条 協会は、第5条の較正基準適合性確認試験の結果の通知の際に、第2条に基づき提出のあった較正基準適合性確認の対象となる型式の5台の粉じん計及び1台の基準器を申請者に返却するものとする。

(記録の作成及び保管)

第8条 協会は、様式第5号による粉じん計較正基準適合性確認試験結果報告書を作成し、粉じん計較正基準適合性確認申請書とともに、当該型式の粉じん計が較正対象である期間の終了まで保存するものとする。

2 協会は、次の項目による台帳(様式第6号)を作成し、永年保存するものとする。

- (1)申請者の氏名又は名称及び住所
- (2)製造者の氏名又は名称
- (3)被検器の型式及び器械番号(シリアルナンバー)
- (4)較正員氏名
- (5)較正基準適合性確認試験結果
- (6)較正基準適合性確認試験終了年月日
- (7)その他必要な事項

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、粉じん計の較正基準適合性確認に関し必要な事項は、別に細則で定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 本規程の施行前に、従前の型式認定試験により型式認定を受けている粉じん計の型式については、本規程の較正基準適合性確認がなされているものとみなす。

附則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。なお、第4条の改正規定については、平成29年4月1日にさかのぼって適用する。

粉じん計較正基準適合性確認申請書				
申請者	①氏名または名称			
	②担当者	担当部所		氏名
	③住所	〒		
④TEL		⑤FAX		
⑥品名				
⑦型式				
⑧作動の原理、使用条件等				
⑨申請する型式に係る粉じん計の製造番号				
1				
2				
3				
4				
5				

上記のとおり粉じん計較正基準適合性確認を申請します。

平成 年 月 日

申請者職名 _____

氏名 _____ 印

公益社団法人 日本作業環境測定協会 会長 殿

- 備考1 申込の際は、カタログを添付して下さい。
- 2 カタログに記載されていない数値は別紙に記入し、添付して下さい。
- 3 ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって保管し、本サービス等の的確な実施のみに利用させていただきます。

粉じん計較正基準適合性確認について

平成 年 月 日付けで貴社より申請のあった下記の粉じん計の型式については、粉じん計の較正基準適合性を確認したのでその旨通知します。

記

申請者氏名 又は名称	
品名	
型式	

平成 年 月 日
公益社団法人 日本作業環境測定協会
会 長 櫻 井 治 彦

粉じん計較正基準適合性確認について

平成 年 月 日付けで貴社より申請のあった下記の粉じん計の型式については、粉じん計の較正基準適合性を確認できなかったの
でその旨通知します。

記

申請者氏名 又は名称	
品名	
型式	

平成 年 月 日
公益社団法人 日本作業環境測定協会
会 長 櫻 井 治 彦

試 験 成 績 表		様式第4号の1			
品 名	:				
型 式	:				
器 械 番 号	:				
感度計数値(S)cpm	:				
バックグラウンド値(B)cpm	:				
試験環境(温度)℃	:				
試験環境(湿度)%	:				
試 験 日	:	年	月	日	

項 目	較 正 基 準	成 績				
相対感度	1次粒子の濃度を2mg/m ³ として測定を行った場合に、被検器の指示値と準器の指示値の差が、準器の指示値に対し2%以内	被検器	準 器	器 差	合格	
		cpm	cpm	##### %		
バックグラウンド値の安定性	清浄空気を用いた測定において、1分間計測を3回繰り返し、1COUNT以内	COUNT	COUNT	COUNT	合格	
測定値の直線性	酸化マグネシウム粒子の濃度がおよそ3、1及び0.5mg/m ³ に相当する濃度として測定を行った場合に、被検器の指示値と質量濃度の関係が、準器の指示値と質量濃度の関係を示す直線から10%以内	2次粒子濃度	被検器	準 器	器 差	合格
		3mg/m ³	cpm	cpm	##### %	
		1mg/m ³	cpm	cpm	##### %	
		0.5mg/m ³	cpm	cpm	##### %	
空気の吸引流速	光散乱方式のうち吸引方式がファンモーター仕様にあつては当該設定値の±10%以内	±			%	合格
安定性	散乱板を「入」の状態にしたまま、1分間計測を3回繰り返した場合に、指示値の最大値と最小値との差が最大値に対して1%以内				%	合格
再現性	散乱板の「入」と「切」の状態を5回繰り返した場合に指示値と設定値との差が設定値に対して±5%以内	±			%	合格
試 験 結 果		合 格				

試験成績表		様式第4号の2				
品名	:					
型式	:					
器械番号	:					
感度計数値(S)cpm	:					
バックグラウンド値(B)cpm	:					
試験環境(温度)℃	:					
試験環境(湿度)%	:					
試験日	:	年	月	日		
項目	校正基準	成績				
相対感度	1次粒子の濃度を2mg/m ³ として測定を行った場合に、被検器の指示値と準器の指示値の差が、準器の指示値に対し2%以内	被検器	準器	器差	合格	
		cpm	cpm	##### %		
バックグラウンド値の安定性	清浄空気をを用いた測定において、1分間計測を3回繰り返し、1COUNT以内	COUNT	COUNT	COUNT	合格	
測定値の直線性	酸化マグネシウム粒子の濃度がおよそ3、1及び0.5mg/m ³ に相当する濃度として測定を行った場合に、被検器の指示値と質量濃度の関係が、準器の指示値と質量濃度の関係を示す直線から10%以内	2次粒子濃度	被検器	準器	器差	合格
		3mg/m ³	cpm	cpm	##### %	
		1mg/m ³	cpm	cpm	##### %	
		0.5mg/m ³	cpm	cpm	##### %	
空気の吸引流速	光散乱方式のうち吸引方式が吸引ポンプ仕様にあつては当該設定値の±5%以内	±			%	合格
安定性	散乱板を「入」の状態にしたまま、1分間計測を3回繰り返した場合に、指示値の最大値と最小値との差が最大値に対して1%以内				%	合格
再現性	散乱板の「入」と「切」の状態を5回繰り返した場合に指示値と設定値との差が設定値に対して±5%以内	±			%	合格
試験結果		合格				

試験成績表

様式第4号の3

品名 : デジタル粉じん計
 型式 :
 器械番号 :
 基本周波数 Hz :
 バックグラウンド値(B)mg/m³ : —
 試験環境(温度)℃ :
 試験環境(湿度)% :
 試験日 : 年 月 日

項目	校正基準	成績				
相対感度	1次粒子の濃度を2mg/m ³ として測定を行った場合に、被検器の指示値と準器の指示値の差が、準器の指示値に対し2%以内	被検器	準器	器差	合格	
		mg/m ³	mg/m ³	##### %		
バックグラウンド値の安定性	清浄空気を用いた測定において、1分間計測を3回繰り返し、0.01mg/m ³ 以内	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	合格	
測定値の直線性	酸化マグネシウム粒子の濃度がおよそ3、2及び1mg/m ³ に相当する濃度として測定を行った場合に、被検器の指示値と質量濃度の関係が、準器の指示値と質量濃度の関係を示す直線から10%以内	2次粒子濃度	被検器	準器	器差	合格
		3mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	##### %	
		2mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	##### %	
		1mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	##### %	
空気の吸引流速	圧電天秤方式にあつては当該設定値の±2%以内	± %			合格	
安定性	周波数の変動が4分間に6Hz以内	± Hz			合格	
試験結果		合格				